

第2回悪質ホストクラブ対策検討会

1 日時

令和6年8月30日（金）午前9時から午前11時30分まで

2 場所

合同庁舎2号館第1・2・3会議室

3 有識者委員

伊藤 素近	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会専務理事
大島 義則	弁護士・専修大学法科大学院教授
大村 恵実	弁護士
北川 佳世子	早稲田大学大学院法務研究科教授
山田 洋	一橋大学名誉教授

4 警察庁出席者

檜垣 重臣	生活安全局長
土屋 暁胤	長官官房審議官（生活安全局担当）
永山 貴大	生活安全局保安課長

5 関係省庁

内閣府男女共同参画局総務課
消費者庁消費者制度課
法務省大臣官房司法法制部
法務省刑事局
国税庁課税部個人課税課
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
厚生労働省労働基準局監督課

6 議事概要

(1) 関係団体からの説明

一般社団法人青母連及び歌舞伎町商店街振興組合から説明があった。

(2) 関係省庁からの説明

厚生労働省職業安定局需給調整事業課及び同省社会・援護局総務課から説明があった。

(3) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(4) 自由討議

主として、悪質ホストクラブによる被害の実態と風営適正化法上の規制の在り方について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

- 関係団体からの話を聞くと、恐らく風営適正化法あるいは警察だけでの対応では多分無理で、職業安定法や課税といった色々なことを考えなければ、実効的な対策を取ることはできないだろう。
- 風営適正化法の遵守事項と禁止行為の中にどういうものを取り込んでいくかという議論が必要。その論点の一つは、入口の売掛金・立替金、高額を使わせて借金漬けにするということをどうやって止めるか、もう一つは、高い借金を負わせて、それをネタにして売春等に追い込むというのをどうやってやめさせるか、という二点がある。
- 営業者の義務として、接客従事者が顧客に対して、例えば心理的に支配し、あるいは脆弱性によってその反対の意思を表示することが難しい状況に乗じて債務を負担させてはならないといった条文を入れられるかだと思うが、心理的支配というところは、事実認定の際の実務上の課題になるだろう。
- 高額料金の支払いの請求自体を法律で縛ってしまうと、クラブやキャバクラ等の風営適正化法上の1号営業全体に大変厳しい規制が及ぶことになってしまう。
- 20歳ぐらいの人が、訳も分からないで酒を無理やり飲まされて、その代金が非常に高額であるというところに問題がある。
- 規制の範囲に何らかの絞りをかける必要があるが、コンセプトカフェといった業態もあり、ホストクラブに特化した形でルール化することは難しいのではないか。
- 若い子をターゲットにし、払えないことが分かっているながら飲食させて、借金漬けにして、売春あるいは性風俗に就かせて、そこから更に金を巻き上げるというルートを断ち切るための風営適正化法の改正が必要である。年齢で区切るのは難しいが、被害者の脆弱性、若年女性の社会経験の未熟さに付け込むような形で性搾取を行うというものに焦点を絞ることを出発点として議論すべき。
- 規制する行為の内容については、ホストクラブ以外の業態であっても、こんなあくどいことはやってはいけないと合意が取れる内容にすれば、誰からも納得してもらえるようなものになる。
- 店と、その店で働く個人事業主のホストの両方に効果のある法律上の規制を考えなければ、店は別のホストを連れてくるだけになってしまう。

- 1号営業から悪質ホストクラブを切り出して定義して規制するよりも、行為や手段に着目した規制とした方がやりやすいのではないか。料金に関する虚偽説明や色・恋を手段として女性を依存させる行為等に着目した規制は納得を得られると思う。
- ホストクラブの売掛金について、誰の誰に対する未収金なのか、誰が誰に対して請求しているのかが分からない。誰に対してどういう商品、役務をどれぐらいの料金で提供しているのかを明確にしていかないと、その後の法的処理にも影響があるのではないか。
- 売掛金等の取立て規制について、誰の誰に対する売掛金等に対して規制をかけるのかを、条文にする際は漏れがないようにする必要がある。
- 個人事業主として働くホストにも、風営適正化法上の管理者講習を受講させることはできないか。
- いわゆる色・恋を手段として女性を依存させる行為を規制する場合、恋愛の自由との関係で、規制の必要性、合理性、規制を裏付ける立法事実がないと憲法との関係で問題がある。そこで、依存させて高額な遊興、飲食をさせる行為のように、恋愛の自由それ自体を規制するのではなく、恋愛に絡む悪質な行為に着目した形の規制にする必要がある。
- 料金の取立て規制について、困惑させたり、畏怖させたり、それから心理的支配の状況に乗じて、性産業、すなわち既存の法律で言えば（職業安定法上の）公衆衛生上の有害業務に従事しなければ取立てを免れる方法がないと思わせるとか、その支払いのためにその有害業務への従事を示唆するといったようなことを条文化することがあり得るのではないか。
- 風俗適正化法の目的を追加するのは難しいかもしれないが、営業停止や取消しを命じることができる場合として、例えば、性的な搾取のおそれや人身取引のおそれがあると認められるときを入れることができないか。
- 店舗の女性客に対する債権をホストが立て替えることで、債権を売掛金に変換して、ホストがこれを取り立てるとするのは、債権管理回収業に近い行為と言えるが、これは非弁行為にならないのだろうか。そもそも、債権の売掛金への変換とその取立てを許容することを前提とした規定ぶりだと、非弁行為を国が認めていることになってしまうのではないか。

- 若い女性がホストクラブに入って多額の借金を負うきっかけとして、既にホスト店に出入りしている大学生の同級生から誘われるというものもあるということだが、若い女性がSNSやマッチングアプリをきっかけに店に入ってくるということも問題である。これらは店が関与しない一個人としてのホストとの出会いの場であるとのことだが、このように女性を勧誘する行為は、ある意味、女性に多額の債務を負わせるための予備的な行為だとも言え、何らかの対策を講じることはできないか。
- 風営適正化法の目的の一つに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止というものがある。未成年ではないが、若年であるとか社会経験がないということに乗じて、しかも、ホストが営業の目的を秘して近づくという行為は問題である。

以 上